

# 電波監理審議会（第935回）議事要旨

## 1 日 時

平成20年10月8日（水）15：00～

## 2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

## 3 出席者（敬称略）

### (1) 電波監理審議会委員

羽鳥 光俊（会長）、井口 武雄（会長代理）、小舘 香椎子

### (2) 電波監理審議会審理官

佐藤 歳二、森下 浩行

### (3) 幹事

石田 修司（総合通信基盤局総務課課長補佐）

### (4) 総務省

吉田電波部長、山川情報流通行政局長、久保田官房審議官他

## 4 議 事 模 様

### (1) 広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る異議申立ての付議について

（付議第7号）

平成20年10月8日付けで付議された、総務大臣が行った平成20年総務省告示第370号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定の一部に係る異議申立てについて、総務省から次のとおり説明があった。

なお、本件は、電波法の規定により、当審議会において審理を行う必要があるため、審議した結果、本件審理を主宰する主任審理官として佐藤歳二を、主任審理官を補佐する補佐審理官として森下浩行をそれぞれ指名した。

#### ○ 総務省の説明

本件は、平成20年7月8日付けで官報告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定の一部の取消しを求める異議申立てが提起されたものである。

まず、異議申立ての年月日については、平成20年8月30日に異議申立てがなされたものであり、異議申立人は平成19年付議第24号並びに平成20年付議第1号、付議第2号及び付議第5号と同様の個人1名となっている。

異議申立てに係る処分については、平成20年7月8日付けで官報告示された型式指定処分の一部の合計7件である。

これに基づき、総務省において形式審査した結果、異議申立人の申立資格を除き、「適」としている。異議申立人の申立資格については、異議申立人は放送受信者として申し立てているが、申立人はアマチュア無線局の免許人でもあることから、今後具体的な法的利益について事実関係が明らかになる可能性もあることから、総務省としては、電波監理審議会の審理の中で釈明を求めていきたいと考えているため、審査を留保している。

## (2) 株式会社CAC及び株式会社ハートネットワーク所属特定無線局の包括免許について

(諮問第38号)

株式会社CAC及び株式会社ハートネットワークに対する地域WiMAXの陸上移動局の包括免許について、総務省から次のとおり説明があり、審議の結果、適当である旨答申した。

### ○ 総務省の説明

地域WiMAXとは、デジタル・ディバイドの解消、地域の公共サービスの向上等、当該地域の公共の福祉の増進に寄与することを目的として、WiMAX方式の技術を用いて地域単位に10MHzの帯域幅の周波数の電波を使用してサービスを行うものであり、中継用又はラストワンマイルとしての使用が想定されている。対象地域はおおむね市町村内の一部又は全部となっている。

本件は、基地局について、既に予備免許を与えている株式会社CAC及び免許を与えている株式会社ハートネットワークからそれぞれ申請のあった陸上移動局の包括免許についてである。

申請の概要について、2者ともに目的は、電気通信業務用となっており、開設を必要とする理由については、株式会社CACは、WiMAXによる地域の公共サービスの向上等、今後さらに地域情報化へ貢献できるようなサービスを行うために開設を必要とするためとし、株式会社ハートネットワークは、2.5GHz帯地域WiMAXサービスにより地域内のデジタル・ディバイドの解消及び利用者の利便性向上のため、本無線局の開設を希望するものである。

通信の相手方は、ともに免許人所属の基地局、最大運用数は株式会社CACが3,000局、株式会社ハートネットワークが4,520局であり、運用開始予定期日は免許の日から6カ月以内の日となっている。

これらについて電波法第27条の4各号に基づき審査した結果、2者とも全ての審査項目に適合していると認められたため、それぞれ包括免許を与えることについて諮問を行うものであ

る。

(3) その他

平成20年放送局再免許の審査状況について、総務省から報告があった。

(文責：電波監理審議会事務局)